

森林における鳥獣害対策について

平成28年5月

林野庁

目 次

1	森林被害の現状	1
2	森林における鳥獣害対策の体系	7
3	森林整備事業によるシカ被害対策	9
4	鳥獣被害防止総合対策交付金	11
5	森林・山村多面的機能発揮対策	12
6	鳥獣害対策の技術開発の現状	13
7	国有林におけるシカ被害対策	14

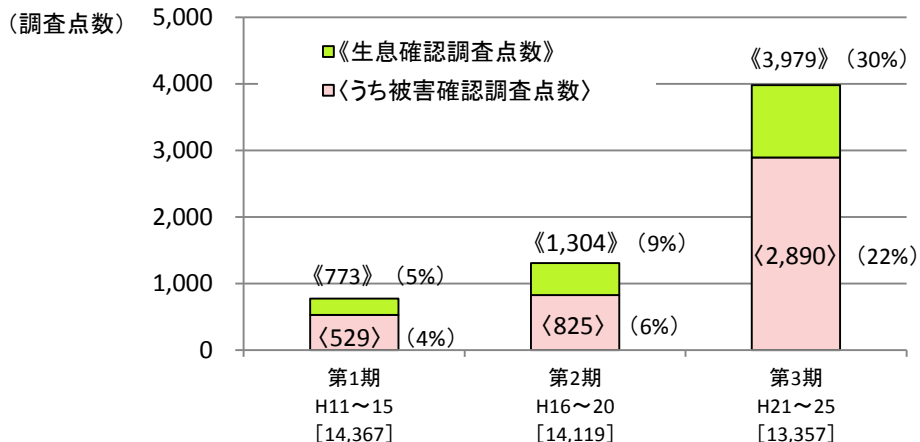
1 森林被害の現状

(1) 森林における鳥獣害の現状

- シカの生息数の増加及び生息域の拡大により、森林の被害は深刻な状況にあり、全国の森林の約2割でシカによる被害。
- 平成26年度の新たなシカ被害面積は7千1百ヘクタールであり、野生鳥獣による森林被害のうちの約8割を占め、深刻な状況。
- シカの生息分布は1978年度以降大きく拡大しており、この36年間で分布域を約2.5倍に拡大。全国の総メッシュ数に占めるシカの分布割合は約6割。

■シカによる森林被害の状況

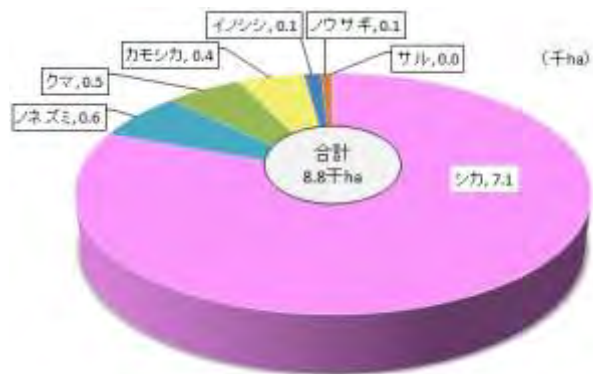
出典：森林生態系多様性基礎調査



注1：第3期は、第1期、第2期と調査方法が違うため比較できないことに留意。
2：[]は総調査点数、()は総調査点数に対する割合である。

■主要な野生鳥獣による森林被害面積(平成26年度)

注 都道府県等からの報告による、民有林及び国有林の被害面積の合計



■ニホンジカ 全国生息分布メッシュ比較図

環境省資料(平成27年4月)

ニホンジカ分布域(メッシュ数)

自然環境保全基礎調査

■ 1978年のみ確認(70)

■ 1978年と2003年の両方で確認(3926)

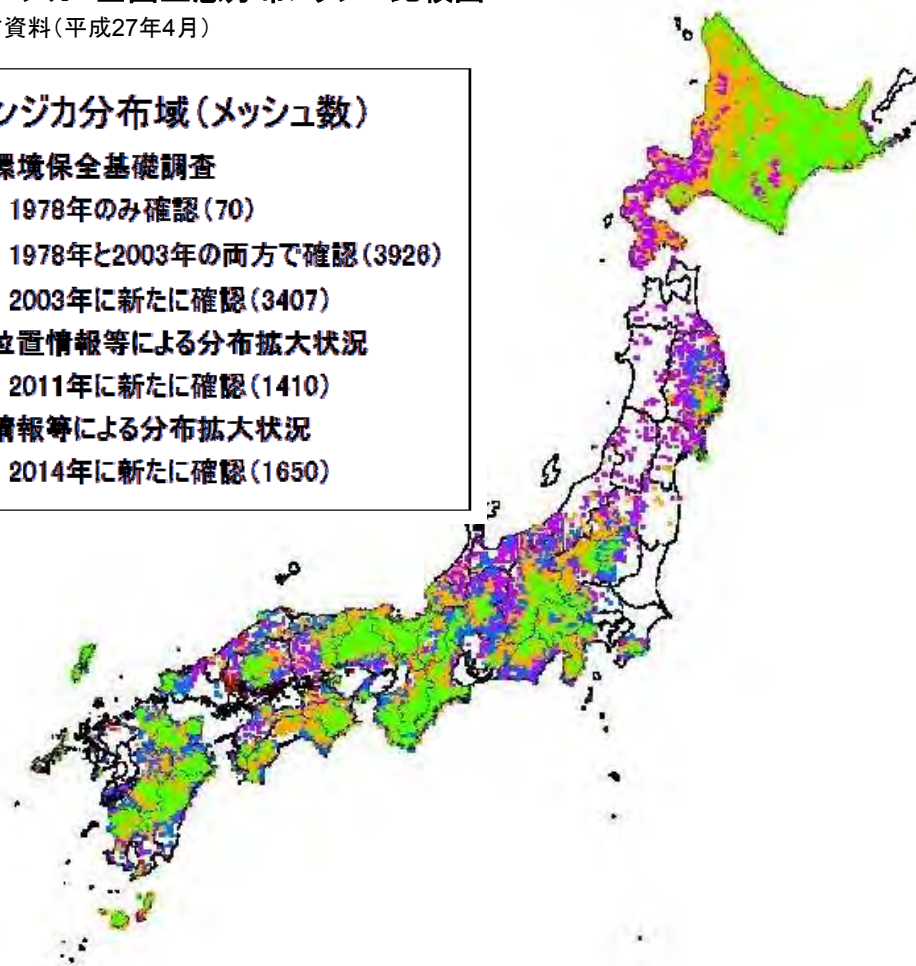
■ 2003年に新たに確認(3407)

捕獲位置情報等による分布拡大状況

■ 2011年に新たに確認(1410)

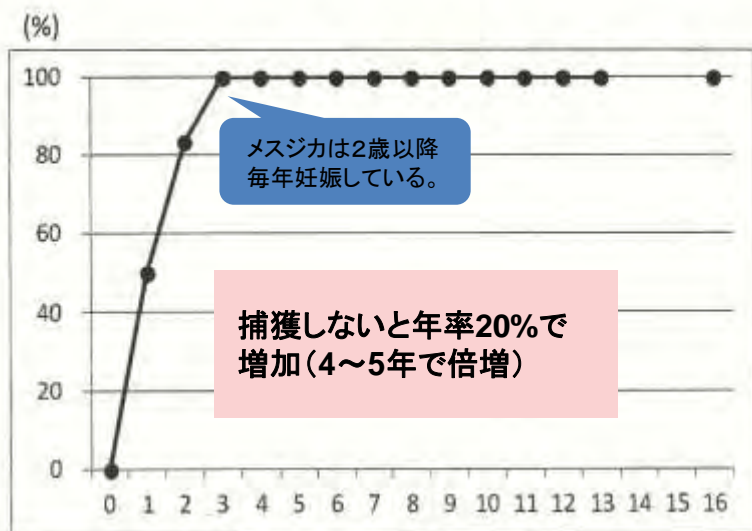
目撃情報等による分布拡大状況

■ 2014年に新たに確認(1650)

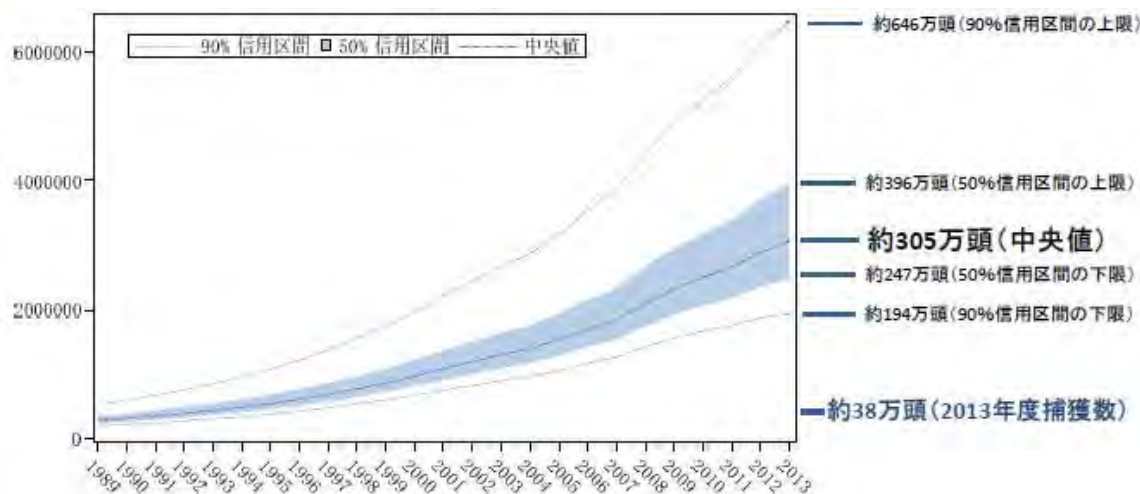


(2) シカ個体数の見通し

- シカは繁殖力が高く、メスジカは毎年妊娠するといわれている。捕獲しないと年率約20%で増加し、4～5年で個体数は倍増。
- 環境省の推計では、北海道を除く本州以南には平成25年度末で約305万頭のシカが生息(北海道は約54万頭)。
- 現在の捕獲率では、10年後(平成35年度)には453万頭と1.5倍に増加すると予測。



生息個体数



■ 静岡県富士地域における齢別妊娠率

※ 静岡森林管理署シャープシューティング調査結果より作成

■ 統計手法によるニホンジカの個体数推定(北海道を除く) 環境省資料(平成28年3月)

※1 平成23年度のニホンジカの生息個体数について、平成25年8月には約261万頭と推定し、平成27年4月には約239万頭と推定されたが、今回の推定では約265万頭と推定。新たなデータを追加して推定しているため、過去に遡って推定値が見直されている。

※2 北海道は、道内のシカの生息個体数を平成25年度(2013)54万頭、平成26年度(2014)48万頭と推定。

(3) シカによる影響・被害1

植栽木への食害



北海道 胆振地域 連続した枝葉の食害により盆栽状になったカラマツの植栽木



山梨県 富士山周辺 シカの剥皮によるウラジロモミ植栽木の枯損



静岡県 富士山周辺 シカの食害を受け成林が見込めないヒノキ新植地

シカによる樹皮剥ぎ



北海道 知床 エゾシカによる広葉樹の樹皮食害



長野県 東信地域 カラマツ人工林におけるシカの剥皮害



滋賀県 霊仙山周辺 スギ人工林におけるシカの剥皮害

(4) シカによる影響・被害2

下層植生の衰退



神奈川県 丹沢地域
ヒノキ人工林におけるシカの食害による下層植生の消失



三重県 雲出川上流域
天然林におけるシカの食害による下層植生の消失(一部表層崩壊)



和歌山県 護摩壇山周辺
シカの食害により下層植生がアセビに単一化

食害による裸地化



福井県 嶺南地域
風衝地(以前はチシマザサ等が植生)におけるシカの食害による裸地化



高知県 三嶺周辺
シカの食害によりミヤマクマザサが枯死し、裸地化(防護柵内のみ植生が残っている)



長崎県 対馬
シカ食害による土壌流出

(5) シカによる影響・被害3

高知県香美市さおりが原周辺のシカ被害の推移



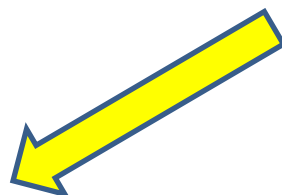
緑豊かな下層植生



食害により下層植生の減少
や単純化が進む



シカの忌避植物のみとなった下層植生



食害が進み下層植生の消失、
立木の立枯れが顕著に



土砂の崩壊も発生→
森林の有する国土保全機能の低下



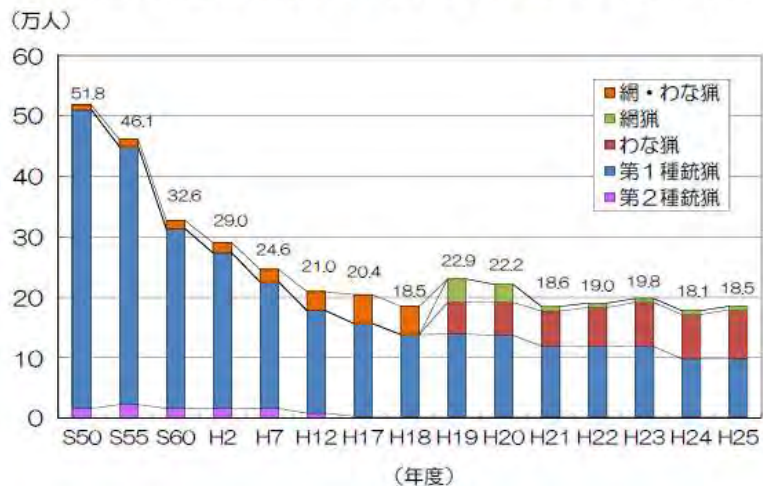
(参考) 狩猟者と鳥獣被害対策実施隊の現状

- 狩猟者の減少、高齢化が急速に進む中、わな猟の免許所持者が増加している。
- 鳥獣被害防止特措法に基づき市町村は、被害防止計画に基づく、捕獲、侵入防止柵の設置等を実施する鳥獣被害対策実施隊を設置することが可能。設置市町村数は平成27年10月末時点で1,012であり、増加している。

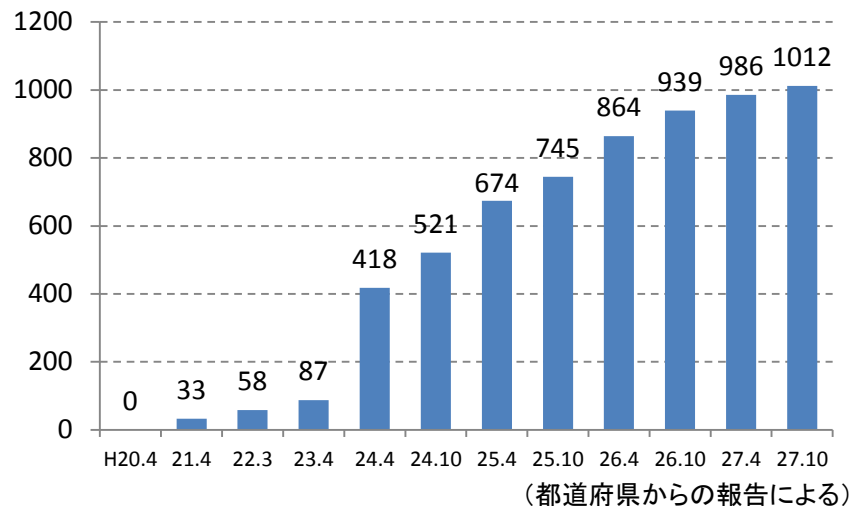
○狩猟者の推移(環境省資料)



全国における狩猟免許所持者数(免許種別)の推移(S50~H25)



○実施隊を設置する市町村数の推移



○鳥獣被害対策実施隊の概要

※ 非常勤の実施隊員の報酬や保障措置は、各市町村が条例で定める。

主なメリット措置

主として捕獲に従事する隊員

→ 狩猟税は非課税

〈狩猟者(散弾銃等)16,500円→0円〉

民間の隊員(非常勤の公務員)

→ 公務災害が適用

実施隊の活動経費

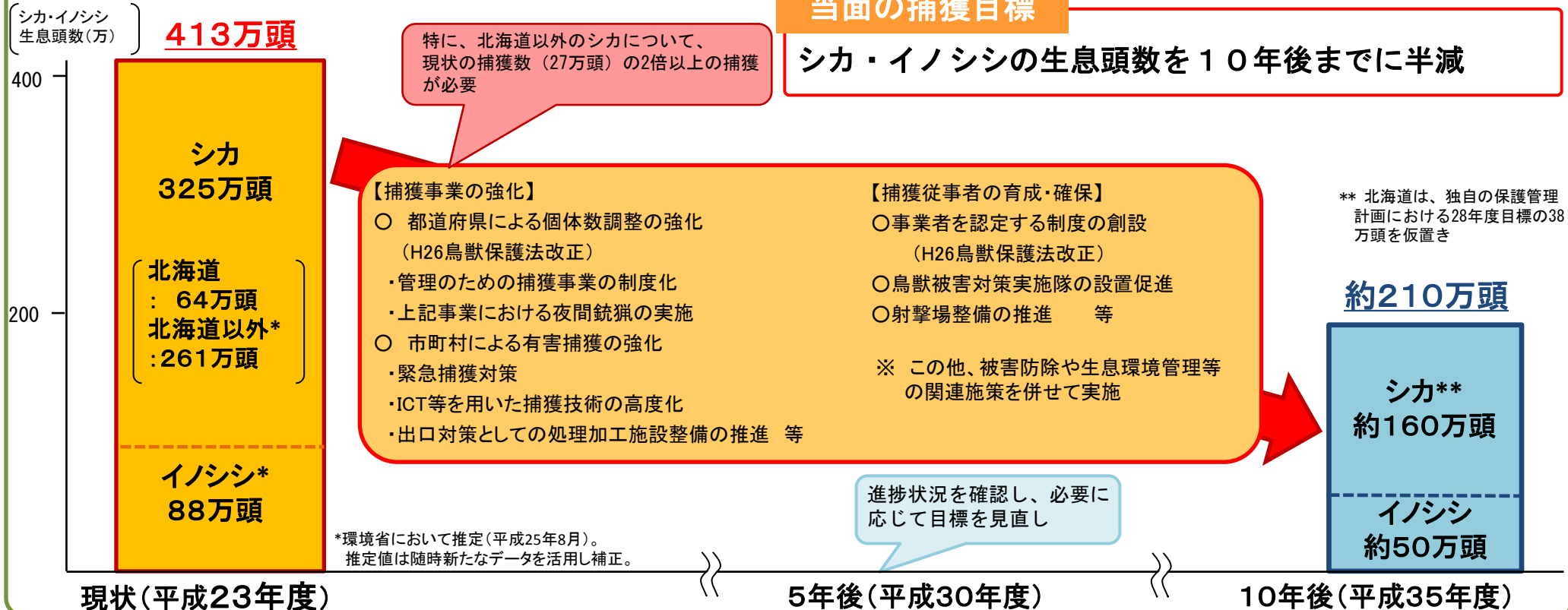
→ 経費の8割が特別交付税措置

2 森林における鳥獣害対策の体系

(1) 各省連携した抜本的な鳥獣捕獲強化対策

- 環境省と農林水産省では、生態系や農林水産業等に深刻な被害を及ぼしているシカ、イノシシに対し、その生息頭数を10年後(平成35年)までに半減することを目指す「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を、平成25年12月に策定。
- 捕獲目標達成に向けて、①鳥獣保護法見直しによる新制度導入や規制緩和等、都道府県等の捕獲活動の強化(環境省)、②鳥獣被害防止特措法に基づく市町村等の捕獲活動の強化(農水省)等の捕獲事業を実施するとともに、捕獲従事者の育成・確保、被害防除や生息環境管理等を併せて推進。

【抜本的な鳥獣捕獲強化対策 イメージ】



◎ 本対策については、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定)に位置づけて推進

(2) 森林における鳥獣害対策の体系

シカによる森林被害緊急対策事業

28年度予算:2億円
27年度補正:1億円

・シカ被害が深刻な森林を対象として、広域的な捕獲と防除を行うモデル事業等を実施

森林整備事業(公共事業)

28年度予算:1,255億円の内数
27年度補正:171億円の内数

・森林整備と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や、被害森林におけるシカ等の捕獲・処分等を支援

治山事業(公共事業)

28年度予算:597億円の内数
27年度補正:49億円の内数

・治山施設の設置や荒廃森林の整備と一体的に行う防護柵等の鳥獣被害防止施設等の整備を支援

鳥獣被害防止総合対策交付金

28年度予算:95億円
27年度補正:12億円

・侵入防止柵の設置や、捕獲活動の直接経費など市町村が主体となった地域ぐるみの被害防止の取組を支援
・地域の指導者や被害対策の中核となるコーディネーター等人材育成に支援

○次世代林業基盤づくり交付金うち森林・林業再生基盤づくり交付金
(28年度予算:61億円の内数)

○森林・山村多面的機能発揮対策(28年度予算:25億円の内数)

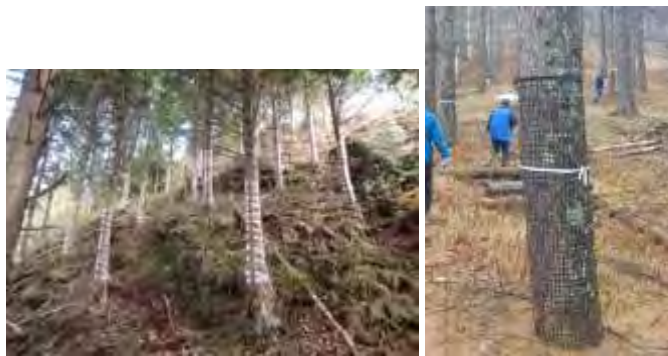
都道府県、市町村等が被害の状況を勘案し、地域の実情に応じて行う被害防止対策に支援

地域住民、森林所有者等が協力して実施する里山林の保全等(鳥獣害防止柵の設置・修繕等を含む)について支援

3 森林整備事業によるシカ被害対策

森林整備事業では、

- 森林所有者等が、シカによる食害防止のため、森林施業と一体的に実施する侵入防止柵や獣害防止資材の設置、忌避剤の散布を支援しています。
- 市町村等の公的主体が、シカの食害による被害森林で行う、餌により誘引した上で実施するわなや銃による捕獲(誘引捕獲)等を支援しています。



植栽木を保護する獣害防止資材



囲いわなによるシカの捕獲



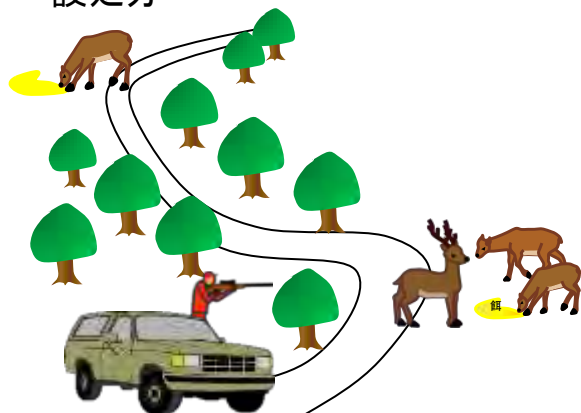
- 森林整備事業のうち環境林整備事業では、シカの誘引捕獲、通常の森林整備事業より高度なシカの食害を防止するための施設整備等を支援しています。
- 市町村が実施する場合は、経費の68%を実質的に補助します。

(シカの誘引捕獲等に対する支援内容)

支援1：誘引捕獲

- 捕獲場所の整備
 - ・ シャープシューティング等の実施に当たりシカを誘引するための給餌施設の整備
 - ・ ドロップネットや囲いわな等の様々な施設の整備
- 捕獲・処分

被害森林における誘引等による効率的な捕獲と捕獲個体の埋設処分



シャープシューティング

支援2：鳥獣害防止施設等整備

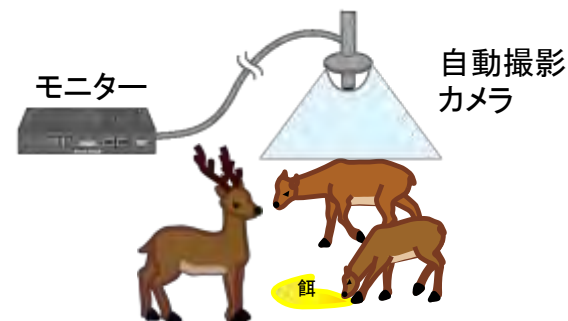
- 樹皮防御ネット整備
単木単位で食害から守るための金網巻等
- 食害抵抗性柵整備
パッチディフェンス(小さな防護柵をモザイク状に多数設置)等
- 食害監視施設整備
シカ等の行動を把握するための自動撮影カメラ等の器材設置や施設整備



パッチディフェンス

支援要件

- 主な事業主体(国と県を合わせた実質的な補助水準)
 - ・ 都道府県(51%)
 - ・ 市町村(68%)
 - ・ 森林組合等(68%)
- 森林所有者等との協定
- 10年間は皆伐禁止
- 対象地の面積0.1ha以上



監視施設整備

4 鳥獣被害防止総合対策交付金

※地域協議会のメンバーとなるなど、要件を満たすことで、ハード対策、ソフト対策ともに林業関係者等による森林での取組を支援することが可能

- 鳥獣被害防止特措法の主旨を受けて、地域の鳥獣被害対策の取組を総合的かつ効果的に推進するため、平成20年度に鳥獣害防止のための事業を創設し、市町村が作成した被害防止計画に基づく地域ぐるみの総合的な取組等を支援。

【平成28年度予算額 9,500百万円】

ハード対策

- 侵入防止柵等の被害防止施設

(※侵入防止柵を自力施工する場合、資材費相当分を定額支援。
なお、電気柵を施工する場合は、安全基準を遵守すること。)

- 鳥獣の食肉(ジビエ)等への処理加工施設、焼却施設、捕獲技術高度化施設(射撃場)

【事業実施主体】 地域協議会、地域協議会の構成員

【交付率】 都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）

(※条件不利地域 55/100以内、沖縄2/3以内。その他、条件により一部定額支援あり)

ソフト対策

- 鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による地域ぐるみの被害防止活動

(※実施隊、民間団体、新規地区が取り組む場合、定額支援(市町村当たり200万円以内等))

- 捕獲を含めたサルの複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、ICT等を用いた新技術実証

(※実施隊が取り組む場合、それぞれ市町村当たり100万円以内等を定額支援)

- 都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、人材育成活動等の取組

(※都道府県の取組に対して、都道府県当たり2,300万円以内を定額支援)

- 捕獲活動経費の直接支援 (※獣種等に応じて捕獲1頭当たり8,000円以内等を支援)

- 鳥獣被害対策の地域リーダーや対策の中核となるコーディネーター育成等の研修

(※定額支援) (都道府県、市町村、森林組合等林業事業体職員等を対象に森林被害対策の研修を実施)

- ジビエの流通量の確保や需要拡大のための普及啓発活動、関係者間の情報共有等の取組

(※ジビエコンソーシアムの取組に対して定額支援)

【事業実施主体】 地域協議会、民間団体等

【交付率】 都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）

(※条件により一部定額支援あり)



侵入防止柵



処理加工施設



森林での
囲いわなの導入



森林での鳥獣の捕獲活動



スマートセンサーによる捕獲技術実証



コーディネーターの育成

5 森林・山村多面的機能発揮対策

○ 地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して実施する里山林の保全、森林資源の利活用、森林環境教育・研修活動など、以下の取組を支援。

〔 ・補助率：定額 ・1活動組織当たりの交付上限額：500万円 〕

〔事業の内容〕

【平成28年度予算額 2,462(2,500)百万円】

国

地域協議会：都道府県、市町村、学識経験者、関係団体等で構成

交付金の管理、活動組織の持続的な体制を支援（森林のマッチング、安全研修等の実施、資機材貸与等）

【交付金】

活動組織：地域住民、森林所有者、自伐林家等で構成

※ 地域環境保全タイプ・森林機能強化タイプ
で鳥獣害防止柵の設置・補修が可能

右記の活動に対し、
定額で助成

地域環境保全タイプ



里山林景観を維持する
ための活動
(16万円/ha)



侵入竹の
伐採・除去活動
(38万円/ha)

森林機能強化タイプ



路網の補修・機
能強化等
(1千円/m)



鳥獣害防止柵の
設置・補修等
(1千円/m)

※ このほか、森林資源利
用タイプ、教育・研修タイプ
などの活動にも支援

機材及び資材の整備： 上記活動の実施に必要な機材及び資材については、1/2(一部1/3)以内で助成

6 鳥獣害対策の技術開発の現状

○ 国や地方公共団体の試験研究機関、森林組合、民間企業等により、様々な技術が開発されつつある。



○ パッチディフェンス

造林地内に小規模面積の柵を点在させ、裸地における森林再生を行う技術。



○ ドロップネット

空中に網を張り、捕獲したい動物が網の下に来た時に網を落として捕獲するわな。

写真：（国研）森林総合研究所提供



○ セルフロックスタンション

下部にある餌を食べるために首を下げると自動的にロックされて頭部がぬけなくなるわな。



○ 大型囲いわな

大量のシカの捕獲を目的にした囲いわな。遠隔操作システムと組み合わせることで捕獲率の向上、人的コスト削減が可能。



○ 簡易囲いわな

従来の囲いわなよりも軽量の資材の利用により移動運搬や人力での組み立てが可能な囲いわな。遠隔操作システムと組み合わせることで捕獲率の向上、人的コスト削減が可能。



○ 誘引狙撃

野生のシカを一時的に餌付けをした上で、銃器によって捕獲する技術。

7 国有林におけるシカ被害対策

国有林におけるシカ被害対策の強化

①地域における連携体制の整備、②生息状況・被害状況等のモニタリング、③個体数管理 等の被害防止対策の推進

① 連携体制の整備

シカの行動圏等を考慮した広域エリアにおいて、地方公共団体や環境省等関係行政機関や猟友会等と連携し協議会を設置。各機関の取組の有機的な連携による効率的・効果的な対策を推進。

② モニタリング

被害対策を効果的に実施するための、GPSや自動撮影カメラ等によるシカの生息・分布調査、被害調査を実施。

③ 被害防止対策

モニタリングに基づき、くくりわな・囲いわな等を用いた捕獲、猟友会と連携した駆除等による特定鳥獣保護管理計画の目標個体数への誘導、防護柵等の設置による植生保護を関係者との連携により実施。

平成26年度 国有林内において公共事業(森林整備事業)による捕獲事業を開始

平成27年度 捕獲の円滑化に資する入林手続の簡素化を実施

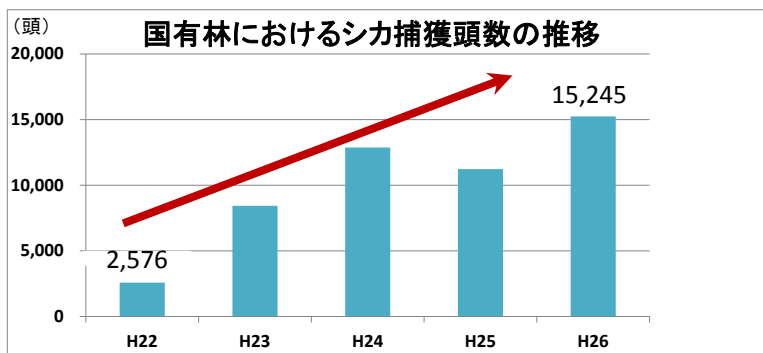
平成28年度 非公共事業(シカによる森林被害緊急対策事業)によるシカ被害対策の推進



餌付けされたシカ



給餌による誘引狙撃



職員によるくくりわなの設置









囲いわなによる捕獲



☆ 国民の共通財産(国有財産)の適切な保安全管理を通じた公益的機能の維持増進、地域の振興
☆ 積極的な駆除による地域における農林業被害の軽減・防止への貢献
(特定鳥獣保護管理計画等の目標達成)

入林手続の簡素化(有害鳥獣捕獲・狩猟)

- ・野生鳥獣の捕獲を目的として**国有林に入林する際の手続を簡素化**。
- ・申請回数の削減、入林届の提出方法や入手方法の多様化、入林者の安全性の確保等、入林者の負担を軽減しつつ安全にも配慮した手続に改正(平成27年度)。

		現行	改正	(入林者のメリット)
入林手続	届出・交付	郵送・手交	 郵送 手交 + メール FAX	(届出方法等の多様化)
		入林の都度申請	 一度の申請で一定期間、複数回の入林が可能	(申請回数の削減)
	事務処理	局・署で申請様式が様々	 申請様式を統一し局HPで公開。市町村等の窓口での配付を要請。	(分かりやすい様式) (入手方法の多様化)
安全確保対策	立入禁止区域図	局・署で入林届を提出した方にのみ交付	 局・署で交付 + 局HPで公開 + 市町村等の窓口での配付を要請	(入手方法の多様化)
	その他		 銃使用の場合、入林者の車両に注意看板を掲示	(入林者の安全確保)
			 入林届の申請状況をHPで公開	